

大阪大学科学機器リノベーション・工作支援センターリユース機器学外者利用要項

平成 22 年 3 月 1 日

制定

平成 29 年 6 月 1 日

最終改訂

(趣旨)

第 1 条 この要項は、大阪大学科学機器リノベーション・工作支援センター（以下「センター」という。）規程第 10 条の規定に基づき、センターの定めるリユースシステムに登録されている機器（以下「機器」という。）を学外者が利用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(登録機器)

第 2 条 センターにおいて利用に供する機器は、別表に掲げるとおりとする。

(休業日及び利用時間)

第 3 条 センターの休業日は、次のとおりとする。
(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
(2) 12 月 29 日から 1 月 3 日まで
(3) その他センター長が特に必要と認めた日

(利用者の資格)

第 4 条 機器を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、大阪大学科学機器リノベーション・工作支援センターセンター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者とする。

(機器管理責任者)

第 5 条 機器ごとに機器管理責任者を置き、当該機器を設置する部局に所属する教職員のうちから当該部局の長が指名した者をもって充てる。

(利用について)

第 6 条 利用者は、所定の「機器利用申込書（別紙様式）」をセンター長に提出し、承認を得なければならない。
2 利用者が、機器の利用を希望する際は、「機器利用について（別紙）」によるものとする。

(利用料の負担)

第 7 条 利用者は、国立大学法人大阪大学諸料金規則に定める利用料を、大阪大学が発行する請求書に基づき、本学が指定する日までに支払わなければならない。

(損害の弁償)

第 8 条 やむを得ない事情により利用者に損害が生じた場合であっても、センター及び大阪大学はその責を負わない。

(秘密の保持等)

第 9 条 センター及び利用者は、機器利用の際に知り得た相手方の情報、知的財産等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

(データの取扱等)

第 10 条 センター及び大阪大学は、機器の使用条件について保証するが、得られたデータの品質を保証するものではない。
2 利用者が、データを公表する時は、いかなる場合においてもセンター名及び大阪大学名を使用する事はできない。これに反して、センター名及び大阪大学名を使用してデータを外部へ公表したことにより、センター及び大阪大学が受けた被害及び損害については、利用者及びその会社が責任を負うものとする。

(雑則)

第 11 条 この要項に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定めるものとする。

附則 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 大阪大学科学教育機器リノベーションセンターリユース機器学外者利用要項は、廃止する。

附則 この改正は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

機器利用について（別紙）

1. 機器利用を行うには、下の（1）（2）の事項に同意が必要です。

(1) 学内の使用が優先されますので、納期のご希望に添えるとは限りません。納期に関しては依頼毎にご連絡させていただきます。

(2) 効率よく測定・分析を行う為に依頼者の立会をお願いする場合があります。立会が不可能な場合、納期が遅れる事があります。

2. 利用可能機器の確認から機器利用完了までの流れは以下の通りとなります。

(1) 大阪大学科学機器リノベーション・工作支援センター（以下「センター」という。）のウェブサイト利用可能な機器が掲載されていますので確認してください。

(2) 機器について不明な点があれば、下記のメールアドレスからセンターにお問い合わせください。

(3) 機器利用を希望する場合は、センターのウェブサイト利用可能な機器・装置使用の内容、試料数等を「機器利用お問い合わせフォーム」に入力しご相談ください。初めてのご利用や測定の為の試料の前処理が必要な場合等は、センターの担当者とは直接面談し打ち合わせをしてください。

(4) 納期など確認の上、機器利用を申し込む場合は、「機器利用申込書（別紙様式）」に記入・捺印し、

〒567-0047 大阪府茨木市美穂ヶ丘 8-1 大阪大学科学機器リノベーション・工作支援センターセンター（吹田）

宛に提出してください。ご利用が可能な場合は、センターより「機器利用受付票」を発行し受付完了となります。

* 機器利用の内容や目的等によっては、ご利用をお断りする場合があります。

(5) 分析試料は、センターに直接持参するか、または郵送してください。試料の返却をご希望の場合は必ずお申込み時にお申し出ください。

(6) 機器利用終了後、「機器利用報告書」および「請求書」を発行します。

(7) センターから請求書が届きましたら、指定期日までに銀行振込で納付してください。

その他ご不明な点は、info@reno.osaka-u.ac.jpまでお問い合わせください。